

公立大学法人都留文科大学
令和2年度に係る業務の実績に関する評価結果書
【事業年度評価】

令和3年8月27日

都留市公立大学法人評価委員会

— 目 次 —

I	評価実施の根拠法	1
II	評価の対象	1
III	評価の目的	1
IV	評価者	1
V	評価を実施した時期	1
VI	評価方法の概要	2
1	評価の実施に関する定め	2
2	評価の手法	2
3	法人の自己評価の方法	2
4	評価実施の経過	3
VII	評価の結果	3
1	総合的な評定	3
2	評価概要	3
(1)	全体的な状況	3
(2)	大項目ごとの状況	6
1	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	6
2	研究に関する目標を達成するためにとるべき措置	8
3	地域貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置	9
4	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	10
5	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	11
6	自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するた めにとるべき措置	12
7	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	13
3	法人による自己評価結果と異なる評価を行った事項	14
VIII	法人に対する勧告	14
IX	法人からの意見の申し出とその対応	14
X	項目別評価結果総括表	15

公立大学法人都留文科大学の令和2年度に係る業務の実績に関する評価結果

I 評価実施の根拠法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第1項第1号

II 評価の対象

令和2年度における法人の中期計画（平成27年3月17日認可、平成27年8月6日変更認可、計画期間：平成27年度～令和2年度）の進捗状況

III 評価の目的

法人の大学運営上の問題点、改善すべき業務を明らかにすることにより、都留文科大学（以下「大学」という。）の継続的な質的向上を促進すること及び評価を通じ社会への説明責任を果たすことを目的として行う。

IV 評価者（評価委員会委員名簿）

氏名	役職等	
原 護	委員長	きさらぎ監査法人 監査委員
村田俊也	職務代理	公益財団法人 山梨総合研究所 専務理事
谷内 満		早稲田大学名誉教授
小俣政英		都留市商工会 会長
青山伸一		青山公認会計士事務所 代表

V 評価を実施した時期

令和3年7月1日～令和3年8月27日

VI 評価方法の概要

1 評価の実施に関する定め

公立大学法人都留文科大学の業務の実績に関する評価の実施要領（平成 22 年 1 月 27 日 都留市公立大学法人評価委員会決定、平成 28 年 6 月 22 日、平成 30 年 6 月 25 日一部改正）

2 評価の手法

法人の自己評価の結果を活用する間接評価方式

3 法人の自己評価の方法（評価項目・評価基準及びその判断の目安の概要）

【最小単位別評価】			【大項目別評価】			【全体評価(総合的な評価)】		
①年度計画の最小項目ごとの達成状況を5段階評価			②中期計画の7つの大項目ごとの達成状況を5段階評価			③中期計画全体の進捗状況を5段階評価		
評点	評語	判断の目安	符号	評語	判断の目安	符号	評語	判断の目安
5	年度計画を十二分に達成	達成度 120%以上	S	中期計画の進捗状況は優れて順調	①の評点の単純平均値4.3以上	S	中期計画の進捗状況は優れて順調	②を各大項目のウエイトで乗じた合計値4.3以上
4	年度計画を十分達成	100%以上 120%未満	a	中期計画の進捗状況は順調	3.5以上 4.2以下	A	中期計画の進捗状況は順調	3.5以上 4.2以下
3	【標準】 年度計画を概ね達成	90%以上 100%未満	b	【標準】 中期計画の進捗状況は概ね順調	2.7以上 3.4以下	B	【標準】 中期計画の進捗状況は概ね順調	2.7以上 3.4以下
2	年度計画はやや未達成	70%以上 90%未満	c	中期計画の進捗状況はやや遅れている	1.9以上 2.6以下	C	中期計画の進捗状況はやや遅れている	1.9以上 2.6以下
1	年度計画は未達成	70%未満	d	中期計画の進捗状況は遅れている	1.8以下	D	中期計画の進捗状況は遅れている	1.8以下

備考

1 最小単位別評価における判断の目安

- (1)年度計画が掲げる数値目標が「〇〇率 100%」であるなど、当該目標の性質上、達成度が目標を超える余地がない場合には、「達成度が 100%であったときを 5」、「達成度が 95%以上 100%未満であったときを 4」、「達成度が 90%以上 95%未満であったときを 3」、「達成度が 70%以上 90%未満であったときを 2」、「達成度が 70%未満であったときを 1」とする。
- (2)年度計画が「〇〇について検討（取り組む）する」ことを内容とするものである場合には、「当該検討の結果、他大学の模範となるような優れた効果、効用が発生したときを 5」、「当該検討の結果、何らかの効果、効用が発生したときを 4」、「当該検討の結果、期待する結果を得たときを 3」、「期待する結果を得るに至らず引き続き検討段階であるときを 2」、「取組みなしを 1」とする。
- (3)最小単位別評価の評点うち 3 以上の評点の占める割合が 90%未満の場合は、一段階下げも可とする。

4 評価実施の経過

6月30日	法人から業務実績報告書の提出
7月9日～8月23日	都留市公立大学法人評価委員会（書面開催）
8月23日	法人への原案の提示
8月27日	評価書の確定

Ⅶ 評価の結果

1 総合的な評定

「中期計画の進捗は順調」のA評価

【理由】

法人の自己評価による総合的な評定は、「中期計画の進捗は順調」となっている。

評価委員会において法人から提出された書類、法人関係者からのヒアリング等に基づきその妥当性を検証したところ、一部に進捗の遅れはあるものの、順調に推移しており評価委員会の総合評定は、法人の自己評価とおりとすることが妥当であると判断した。

なお、コロナ禍における感染拡大防止のための事業の中止や規模縮小について、やむを得ない措置のため、全体評価等が下がることはないという説明についても、妥当であると判断した。

2 評価概要

（1） 全体的な状況

新型コロナウイルス感染症の流行により、大学運営のみならず社会全体が大きな変革を迫られる中、感染症対策やオンラインへの対応など、これまでにない大学運営の舵取りにあたられた教職員については、大変な労苦であったと思料する。

令和2年度の事業評価については、第2期中期目標期間の最終年度を迎え、同目標期間の集大成として、各数値目標の達成度などにも、結果が求められるところであった。

しかしながら新型コロナウイルス感染症の影響により、評価の対象となる事業自体が中止や縮小を余儀なくされるなど、これまでの目標に基づいた評価自体が困難なものも多かったこともあり、全体評価に対する「コロナ禍における事業の中止等は感染拡大防止のた

めのやむを得ない措置であるため、全体評価等を下げることは適当ではない」との法人の判断を尊重するものとした。

以下、第2期中期目標の4つの基本目標である「教員養成系大学としてのブランドの強化」「地域を作りグローバル化を支える人材の育成』『「教育首都つる」推進に向けた地域貢献』『「柔軟で機動力のある大学経営の推進」に着目し、評価の概要を記す。

まず、「教員養成系大学としてのブランドの強化」については、魅力ある大学づくりに向けた重要な項目であり、入学志願者数等の目標達成にも繋がってくる。

全国への高校訪問、オープンキャンパスなどが実施出来なくなるなど、新型コロナウイルス感染症の影響は大きなものがあったと思われるが、オンラインでの広報活動など様々な取り組みを実施されている。新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、本年の経験を踏まえ、ウイズコロナ時代の取り組みを一層充実していただきたい。

次に、「地域を作りグローバル化を支える人材の育成」について、国際教育学科での留学が中止となるなど、海外との直接の人的交流は大きく制限される事態となった。

また、オンライン授業の実施や学生への支援金など、学生への修学や生活両面での様々な支援に尽力されたことと思料する。

今後も、学生が心身共に健康で、経済的にもより安定した環境下で勉学に専念できるよう、充実したサポート体制を構築していただきたい。また、教職員等においても健康管理等、十分に配慮を行い滞りない運営ができるよう意識していただきたい。

次の、『「教育首都つる」推進に向けた地域貢献』についても、市民参加の公開講座の実施が困難となり、SAT事業においても前期の実施が中止となるなど、新型コロナウイルス感染症の大きな影響があった。感染症対策の徹底やオンライン化など、新たな形での地域貢献事業を今後も検討されることを期待する。

また、令和2年度は、ここ数年事業を進めてきた旧南都留合同庁舎への新棟整備事業の基本設計が完了した。新棟においては、地域住民にも開かれた共用スペースの整

備など、大学と市民の地域交流の場として、本市の地方創生の拠点の一つとなる。新棟をフィールドに大学の知的資源を地域に還元するような、公開講座やプログラムなど、今後も積極的に検討いただきたい。

次に、「柔軟で機動力のある大学経営の推進」について、少子化と東京一極集中が進む中で、今後も大学淘汰の時代を生き残っていくことは容易でない状況にある。

国立大学の運営費交付金が漸減していく中、公立大学への国の地方交付税措置等にも見直しが迫られることが考えられる。今後も運営費交付金等の財源に頼るのではなく、効果的・効率的な大学運営の下、自主財源を獲得することで、「自主自立的で効率的な経営体制の構築」に向けて取り組んでいただきたい。

都留市の最高規範である「都留市自治基本条例」では、大学の役割として、「市や市民等と連携、協働する中で、大学はその知的資源を最大限に活用し、都留市のまちづくりに寄与するとともに、市民と学生の交流を積極的に進め、都留市の活性化に努めること」としている。

このことを踏まえ、大学は、地域課題に対して積極的に取り組み、その成果を広く市民に還元することが命題であることを認識し、より個性的で魅力的な、学生と市民に愛される大学を目指していただきたい。

本年4月に新理事長を迎え新たな体制となり、令和3年からの第3期中期目標・中期計画の達成に向けて、理事長、学長のリーダーシップのもと、教職員が一丸となって取り組み、都留文科大学がさらなる発展を迎えることを期待する。

(2) 大項目ごとの状況

1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 教育に関する目標を達成するための措置
(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
a	3.5	5点	25	32.5%
		4点	20	26.0%
		3点	13	16.9%
		2点	10	13.0%
		1点	9	11.7%
		合計	77	100.0%

※「最小単位別評価の評点平均値」は「3.5」であり「a評価」の判断の目安である「3.5以上 4.2以下」の範囲内である。しかし、「最小単位別評価の評点の内訳」の「3点以上の評点が占める割合」は「75.3%」で90%に満たない場合は1段下位の評定をすることができるとされているが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が実施できなかったことなども踏まえ、今年度は評定を1段階引き下げず「a評価」とした。

(1) 教育に関する目標を達成するための措置

- ・入学志願者について、減少傾向にあるため、厳密な分析の上、入学者確保に結び付けられるような取り組みを行い、中期計画の最終目標である5,000人以上の確保に努められたい。【10】
- ・コロナ禍において、例年どおりの実施が困難な高校訪問に対しては、訪問に代わる代替措置を検討されたい。【12】
- ・TOEIC-IPテストの下位学生のフォローに成果があがっていない。またTOEFL-ITP試験については、受験者増への取り組みを検討されたい。【17】
- ・専攻科については、将来の在り方も含め、引き続き検討されたい。【25】

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ・授業評価アンケートについては、教員へのインセンティブやペナルティの導入を検討するなど、回答率の向上に努められたい。【44】

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ・三者協議については、実施なしとなったが、学生との貴重な意見交換の場として、

学生の自治意識の向上のためにも、今後適切な措置を講じられたい。【47】

- ・教員就職者数については、正規就職者の合格率向上を含め、計画目標に達するよう、努められたい。【49】

以下に掲げる項目について、今後も改善に努められたい。

- ・TOEIC-IP テストを1年次4月に受験した学生のうち、400ポイント未満の学生を、12月に実施する受験で平均50ポイントUPさせる。【17】
- ・専攻科についての説明会等を開催し、より多くの志願者を集め入学者選抜を実施する。【25】

2 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置

- (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置
 (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
a	3.5	5点	5	45.5%
		4点	1	9.1%
		3点	2	18.2%
		2点	1	9.1%
		1点	2	18.2%
		合計	11	100.0%

※「最小単位別評価の評点平均値」は「3.5」であり「a評価」の判断の目安である「3.5以上 4.2以下」の範囲内である。しかし、「最小単位別評価の評点の内訳」の「3点以上の評点が占める割合」は「72.7%」で90%に満たない場合は1段下位の評定をすることができるとされているが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が実施できなかったことなども踏まえ、今年度は評定を1段階引き下げず「a評価」とした。

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ・「出版助成制度」の活用について、研究成果の水準の向上を図る観点から、利用件数の促進に努められたい。【60】

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ・「科学研究費補助金」については、数値目標の達成に向けた改善について努められたい。【65】

以下に掲げる項目について、今後も改善に努められたい。

- ・出版助成制度の活用を促進する【60】
- ・科学研究費補助金申請者の向上【65】

3 地域貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- | |
|---------------------------------|
| (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置 |
| (2) 国際化に関する目標を達成するための措置 |

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
c	2.6	5点	3	10.3%
		4点	4	13.8%
		3点	7	24.1%
		2点	7	24.1%
		1点	8	27.6%
		合計	29	100.0%

※「最小単位別評価の評点平均値」は「2.6」であり「c評価」の判断の目安である「1.9以上2.6以下」の範囲内である。また、「最小単位別評価の評点の内訳」項目のうち「3点以上の評点が占める割合」が「48.3%」であることから、90%に満たない場合は1段下位の評定をすることができるとされているが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が実施できなかったことなども踏まえ、1段階評価を引き下げず「c評価」とした。

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- ・クロボ活動や現職教員向けの講習について、コロナ禍における代替案の検討、実施に努められたい。【68】【69】
- ・大学、高校、市の発展のために高大連携の向上推進を期待する。【74】
- ・ボランティア派遣について、非接触による活動など、コロナ禍におけるあり方を検討されたい。【77】

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- ・留学生の受け入れや、グローバル教育奨学金の奨励については、新型コロナウイルスの影響を踏まえる前の数値目標であり、低下はやむを得ない。今後は社会的状況を踏まえながら、協定大学との交流や学生派遣留学について、オンライン・オフラインの体制整備に努められたい。【82】【83】【84】【85】

4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- (1) 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置
- (2) 多様な教職員の活躍の促進に関する目標を達成するための措置
- (3) 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
a	3.6	5点	6	27.3%
		4点	7	31.8%
		3点	5	22.7%
		2点	3	13.6%
		1点	1	4.5%
		合計	22	100.0%

※「最小単位別評価の評点平均値」は「3.6」であり「a評価」の判断の目安である「3.5以上 4.2以下」の範囲内である。しかし、「最小単位別評価の評点の内訳」の「3点以上の評点が占める割合」は「81.8%」で90%に満たない場合は1段下位の評定をすることができるとされているが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が実施できなかったことなども踏まえ、今年度は評定を1段階引き下げず「a評価」とした。

(1) 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ・「実効性のある監査体制の整備」のため、通年監査の実施に向けた監査室体制の見直しを検討されたい。【94】

(2) 多様な教職員の活躍の促進に関する目標を達成するための措置

- ・教員の健康安全管理については、ストレスチェックの実施の周知を行い、一層の実施率の増進を図られたい。また、人間ドッグの受診率については、コロナウイルス感染症の現状を踏まえ、数値目標の向上を図られたい。【100】

(3) 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ・協定大学への海外渡航について、教職員の職能成長を直接の目的としていないとのことだが、海外協定校とのやりとりなど、コーディネートする役割等を養う機会として、今後もSD活動を通じて努められたい。【103】

5 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

- (1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置
- (2) 予算の適正かつ効率的な執行に関する目標を達成するための措置
- (3) 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
a	3.6	5点	3	33.3%
		4点	2	22.2%
		3点	2	22.2%
		2点	1	11.1%
		1点	1	11.1%
		合計	9	100.0%

※「最小単位別評価の評点平均値」は「3.6」であり「a評価」の判断の目安である「3.5以上 4.2以下」の範囲内である。しかし、「最小単位別評価の評点の内訳」の「3点以上の評点が占める割合」は「77.8%」で90%に満たない場合は1段下位の評定をすることができるとされているが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が実施できなかったことなども踏まえ、今年度は評定を1段階引き下げず「a評価」とした。

(1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ・社会人対象の有料公開講座については、新型コロナウイルス感染症の社会的状況を踏まえ、開催等について改めて検討を図られたい。【106】

(2) 予算の適正かつ効率的な執行に関する目標を達成するための措置

- ・水道光熱費の抑制や学内会議資料のペーパーレス化等、経費削減について大学の経営努力が見られている。費用対効果を意識した上で、今後とも更なる経費の削減に努められたい。【108】

(3) 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・施設についての市民開放利用にあたっては、新型コロナウイルス感染症の社会的状況を鑑み、市民開放件数の増加に繋がる体制整備に努められたい。【109】

以下に掲げる項目について、今後も改善に努められたい。

- ・ 科学研究費補助金申請者の向上【105】

7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

- (1) 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置
- (2) 安全管理に関する目標を達成するための措置
- (3) 法令遵守に関する目標を達成するための措置
- (4) 環境への配慮に関する目標を達成するための措置

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
a	3.9	5点	2	14.3%
		4点	9	64.3%
		3点	3	21.4%
		2点	0	0.0%
		1点	0	0.0%
		合計	14	100.0%

(1) 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・基本設計を踏まえた、新棟の整備について、滞りなく進めていただきたい。【再掲】

(2) 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ・学生の安全・安心な環境確保し、災害に備えるためにも行政機関や地域との連携を図り、危機管理体制を充実されたい。【114】

(3) 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- ・学生に向けての法令遵守等への対策に取り組むと共に、研修などの実施にあたっては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の対策に留意されたい。【117】

(4) 環境への配慮に関する目標を達成するための措置

- ・引き続き、学生や市民等を対象にした環境教育の実施を推進されたい。【120】

3 法人による自己評価結果と異なる評価を行った事項

なし

VIII 法人に対する勧告

なし

IX 法人からの意見の申し出とその対応

令和3年8月23日に評価書原案を法人に提示し意見照会を行った結果、「意見はない」旨回答があったことから、評価書原案を評価書として確定した。

X 項目別評価結果総括表

(別表のとおり)

注1：「VII 評価の結果 1 総合的な評定」欄には、全体評価に係る評定及びその理由を記載する。

注2：「VII 評価の結果 2 評価概要」欄には、当該年度の法人の業務運営における特徴的な事項、長所、問題点等に関し、評価の目的を達成するため、説明を付すことが適当と判断した事項、特記することが適当と判断した事項等について記載する。

注3：「VIII 法人に対する勧告」は、法人に対し必要な措置を求める必要があると判断した事項について記載する。

(5) 令和2年度の事業年度評価に係る項目別評価結果総括表

区分 (大項目) (中項目)	中期計画 項目数 ①	最小単位別 評価の対象 項目数(年 度計画項目 数) ②	最小単位別評価の評点の内訳(個数)						最小単位 別評価の 評点平均 値 ⑨	最小単位別評価の評点の内訳(構成割合(%))							大項目別 評価 (評定) ⑰	大項目 のウエ イト ⑱	備 考
			5点 ③	4点 ④	3点 ⑤	2点 ⑥	1点 ⑦	計 ⑧		5点 ⑩	4点 ⑪	3点 ⑫	2点 ⑬	1点 ⑭	計 ⑮	3点以上 の評点が 占める割 合 ⑯			
第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	56	78	25	20	13	10	9	77	3.5	32.5	26.0	16.9	13.0	11.7	100.0	75.3	a	0.2	
1 教育に関する目標を達成するための措置	35	49	20	6	9	7	7	49	3.5	40.8	12.2	18.4	14.3	14.3	100.0	71.4			
2 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	8	12	0	8	2	0	1	11	3.5	0.0	72.7	18.2	0.0	9.1	100.0	90.9			【再掲】(【24】と同じ)
3 学生への支援に関する目標を達成するための措置	13	17	5	6	2	3	1	17	3.6	29.4	35.3	11.8	17.6	5.9	100.0	76.5			
第2 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置	10	11	5	1	2	1	2	11	3.5	45.5	9.1	18.2	9.1	18.2	100.0	72.7	a	0.2	
1 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	5	5	4	0	0	0	1	5	4.2	80.0	0.0	0.0	0.0	20.0	100.0	80.0			
2 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置	5	6	1	1	2	1	1	6	3.0	16.7	16.7	33.3	16.7	16.7	100.0	66.7			
第3 地域貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置	19	29	3	4	7	7	8	29	2.6	10.3	13.8	24.1	24.1	27.6	100.0	48.3	c	0.1	
1 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置	13	20	2	4	6	6	2	20	2.9	10.0	20.0	30.0	30.0	10.0	100.0	60.0			
2 国際化に関する目標を達成するための措置	6	9	1	0	1	1	6	9	1.8	11.1	0.0	11.1	11.1	66.7	100.0	22.2			
第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	16	25	6	7	5	3	1	22	3.6	27.3	31.8	22.7	13.6	4.5	100.0	81.8	a	0.2	
1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置	7	11	5	3	3	0	0	11	4.2	45.5	27.3	27.3	0.0	0.0	100.0	100.0			
2 多様な教職員の活躍の促進に関する目標を達成するための措置	6	10	1	3	1	3	0	8	3.3	12.5	37.5	12.5	37.5	0.0	100.0	62.5			【再掲】(【93】と同じ)
3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	3	4	0	1	1	0	1	3	2.7	0.0	33.3	33.3	0.0	33.3	100.0	66.7			【101】(【96】と同じ)
第5 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	6	9	3	2	2	1	1	9	3.6	33.3	22.2	22.2	11.1	11.1	100.0	77.8	a	0.2	
1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	4	5	1	1	1	1	1	5	3.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	100.0	60.0			
2 予算の適正かつ効率的な執行に関する目標を達成するための措置	1	3	2	1	0	0	0	3	4.7	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	1	1	0	0	1	0	0	1	3.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
第6 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	3	4	0	4	0	0	0	4	4.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	a	0.05	
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	2	2	0	2	0	0	0	2	4.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置	1	2	0	2	0	0	0	2	4.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
第7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	10	14	2	9	3	0	0	14	3.9	14.3	64.3	21.4	0.0	0.0	100.0	100.0	a	0.05	
1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	2	2	0	2	0	0	0	2	4.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
2 安全管理に関する目標を達成するための措置	4	4	0	2	2	0	0	4	3.5	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
3 法令遵守に関する目標を達成するための措置	2	4	0	3	1	0	0	4	3.8	0.0	75.0	25.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
4 環境への配慮に関する目標を達成するための措置	2	4	2	2	0	0	0	4	4.5	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
単純合計(ウェイト非考慮)	120	170	44	47	32	22	21	166	3.4	26.5	28.3	19.3	13.3	12.7	100.0	74.1			
全体評価(総合的な評定)									3.5	29.5	27.4	19.5	11.8	11.9	100.0	76.4	A	1.00	

注: 大項目及び単純合計の評点には、一の大項目内にある最小項目記載事項の再掲の評点が含まない。一の大項目に再掲があり、計が一致しない場合は、備考欄に注記する。

注: 小数点端数により積み上げ値と合計値が一致しないことがある。

